

科研費に関するご意見・ご要望への対応について

1 窓口での受付状況（令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度分について）

意見区分	令和2(2020)年度 受付件数		令和3(2021)年度 受付件数	
① 科研費制度について	7	11.5%	3	7.7%
② 公募について	7	11.5%	8	20.5%
③ 審査・評価について	7	11.5%	8	20.5%
④ 科研費の使用、各種手続きについて	28	45.9%	13	33.3%
⑤ その他	12	19.7%	7	17.9%
合計	61	100.0%	39	100.0%

2 対応の概要（令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度分について）

寄せられたご意見・ご要望について、研究者及び科研費事務担当者の目線に立ちつつ、必要な改善策を検討・実施します。寄せられたご意見・ご要望への現時点での考え方や検討状況は、別紙1のとおりです。

○既に具体的な対応を行ったもの（主なもの）

- ・ 例年4月1日に新規交付内定が行われる主な研究種目について、審査結果の通知を2月下旬に行うこと
- ・ 補助金の繰越承認申請について、新型コロナウイルス感染症を理由とする場合の記載内容の簡素化・統一化を図るとともに、手続き開始時期の早期化を実施すること
- ・ 基金により措置される研究種目について、通常1年度に限り補助事業期間を延長を可能としている取扱いに特例を設け、1年度の延長を行った研究課題の再度の延長を可能とすること
- ・ 研究分担者追加時の承諾・不承諾画面を新規応募課題と継続課題で統一すること

3 過去に寄せられたご意見・ご要望への対応

令和元(2019)年度以前に寄せられたご意見・ご要望について、研究者及び科研費事務担当者の目線に立ちつつ、別紙2のとおり対応を行いましたのでご報告します。

令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度に寄せられた主なご意見・ご要望について

通番	ご意見・ご要望の分類・具体例	対応の考え方
1	<p>I. 科研費制度について</p> <p>○科研費の審査結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年 4 月 1 日に新規交付内定が行われる主な研究種目について、審査結果の通知を 2 月中旬～3 月上旬とすることはできないか。 	<p>○科学研究費助成事業の審査結果については、これまで事務手続きの効率化等により徐々に前倒しし、主な研究種目については、平成 21 (2009) 年度科研費から 4 月 1 日にお知らせしていたところです。</p> <p>○令和 3 (2021) 年 3 月の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において審査結果の通知時期の更なる前倒しが決定されました。これに伴い、令和 4 (2022) 年度科学研究費助成事業より、例年 4 月 1 日に審査結果をお知らせしていた主な研究種目（基盤研究（A・B・C）、若手研究）の審査結果の連絡を令和 4 (2022) 年 2 月 28 日に行いました。</p> <p>○これにより、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施しやすくなり、実質的に研究期間開始と同時に研究に着手することが可能となります。ただし、前年度に審査結果通知を受け取り「採択」とされた場合でも、経費の執行を研究開始年度の前年度中に行うことはできません。必要な契約等は従前どおり交付内定通知後（基盤研究（A・B・C）、若手研究は 4 月 1 日）からとなりますのでご注意ください。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査で不採択となった場合、通常の審査結果通知時期よりも早期に結果を知ることはできないか。 	<p>○科研費は審査結果のお知らせの早期化に随時取り組んでおり、令和 4 (2022) 年度科学研究費助成事業より、挑戦的研究（開拓・萌芽）の審査結果通知時を 6 月下旬（令和 3 (2021) 年度よりも 2 週間程度早期化）に行う予定です。</p> <p>○事前の選考で不採択となった課題について、審査が終了する前に不採択となったことをお伝えすることについては、審査の過程で採否を明らかにすることの影響や、挑戦的研究（開拓・萌芽）の審査結果通知時期の更なる早期化等を踏まえながら検討してまいります。</p>

通番	ご意見・ご要望の分類・具体例	対応の考え方
3	<p>I. 科研費制度について</p> <p>○研究活動スタート支援の研究計画調書提出期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業明けの研究者が年度初めに多忙であることを考慮して、研究活動スタート支援の研究計画調書の提出締切を現行の5月上旬から5月下旬にできないか。 	<p>○研究活動スタート支援は、我が国の研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰した研究者等が行う研究をサポートするものであり、これらの研究者の当座のスタート支援に資することが期待される研究種目です。</p> <p>○提出締切を延長する場合、審査期間の後ろ倒しとそれに伴う交付内定の後ろ倒しが発生することから、速やかな研究着手にも影響があるため、慎重に検討する必要があります。</p>
4	<p>○研究活動スタート支援の応募要件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動スタート支援について、令和4年度公募では10月7日以降に応募資格を取得し、基盤研究等に応募できなかった者が応募可能となっているが、10月1日以降に採用となった者も応募できるようにしてほしい。 	<p>○研究活動スタート支援は、7月及び8月の公募種目に応募できなかった研究者が行う研究計画に対して支援する種目です。令和4(2022)年度公募では、8月の公募種目の応募期限後(10月7日以降)に応募資格を取得した研究者を対象としておりましたが、例えば10月1日以降に採用となった研究者におかれては、実質1週間程度の準備期間で8月の公募種目に応募することは現実的には困難であったことも承知しています。</p> <p>○関係者からのご意見を踏まえ、令和5(2023)年度公募から、必要な見直しを検討してまいります。</p>
5	<p>○応募資格対象者の拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤の研究者や客員研究員に対して、科研費の応募資格を必ず付与させることができないか。 	<p>○科研費制度では、応募資格を認めるに当たっては、研究機関において、公募要領で定める応募資格の要件である、「研究活動を行うことを職務に含んでいるか」、「研究活動に実際に従事しているか」といった点を満たしているかについて確認していただくこととしており、非常勤の方でも応募が可能となっています。ただし、その職務内容や活動実態は大学や個人により様々であることから、科研費への応募(当該研究機関における職務としての研究実施)を希望する「非常勤研究者」や「客員研究員」についても、研究機関において、職制や労働条件等を勘案いただいた上で応募資格を認めるか否かを判断いただくこととなります。</p> <p>○なお、文部科学省から、令和3年3月26日付け事務連絡「「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」において所属研究機関が「研究者登録」を行う際の実施基準について(通知)」において通知されているとおり、研究機関における「研究者登録」にかかる手続の円滑化を図るため、研究機関での事務手続に関する標準的な実施基準が示されております。研究活動の実態を踏まえ、科研費への応募が可能となるよう当該通知の周知等を行ってまいります。</p>

通番	ご意見・ご要望の分類・具体例	対応の考え方
6	<p>I. 科研費制度について</p> <p>○学術変革領域研究について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術変革領域研究(B)の研究期間を4年にできないか ・学術変革領域研究(A・B)、新学術領域研究における研究分担者の重複制限をなくせないか。など 	<p>○「学術変革領域研究」は、新たに、次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループの有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することなどを目的とする研究種目として、令和2(2020)年度に創設されました。</p> <p>○今後、研究種目の趣旨を踏まえつつ、関係者からのご意見を踏まえ、適切な見直しを図ってまいります。</p>
7	<p>○若手研究への応募制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度「基盤研究」種目群を受給した者については「若手研究」への応募を認めない応募制限について、制限を廃止するべきではないか。 	<p>○一度「基盤研究」種目群を受給した者については「若手研究」への応募を認めない応募制限を導入することは、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において議論・決定され、「第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」(令和3年1月21日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)において提言されたものです。</p> <p>○提言の中では、「(略)「若手研究」種目群への応募については、その趣旨が、経験の浅い若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援することであることに照らし、「若手研究」種目群から「基盤研究」種目群へのスムーズな移行を励行するため、一度「基盤研究」種目群を受給した者については、「若手研究」への応募を認めない方向で応募制限を見直すことが適当と考えられる。」とされているところです。</p> <p>○引き続き、若手研究の趣旨や現状を踏まえつつ、文部科学省の審議会とも連携し、必要な見直しを図ってまいります。</p>

通番	ご意見・ご要望の分類・具体例	対応の考え方
8	<p>Ⅱ. 公募について</p> <p>○研究計画調書の提出方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一度提出した応募書類について、公募締切日前であれば再提出を可能としてもよいのではないか。 	<p>○応募書類については、提出前に応募者及び研究機関において内容を十分に確認の上、内容に変更が生じることが見込まれる場合には、内容の確定後、応募期間内に御提出いただくこととなっております。</p> <p>○現在、科研費電子申請システムには、応募者が自ら応募書類を取り下げることができる機能はございません。そのため現状では、毎年約10万件に及ぶ全ての応募研究課題に対して、個別に差し戻しの対応を行うことは難しい状況です。</p> <p>○応募書類の提出手続きについては利便性の向上に努めているところですが、科研費電子申請システムの改修は公募・審査の時期を避けて行う必要があるなど、限られたスケジュールの中で滞りなく運営することに留意し、優先順位を踏まえて取り組んでいます。</p> <p>○引き続き、関係者からのご意見を踏まえ、システムの改修など必要な見直しを図ってまいります。</p>
9	<p>○研究計画調書の提出方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究計画調書の応募・受入研究費の状況について、同時に応募中の課題情報は、応募書類の提出後に自動で反映されるようにできないか。 	<p>○令和6(2024)年度公募から、e-Radに登録された応募・受入研究費の情報が科研費電子申請システムに連携されるよう、システムの改修を行う予定です。</p> <p>○引き続き、関係者からのご意見を踏まえ、必要な見直しを図ってまいります。</p>
10	<p>Ⅲ. 審査・評価について</p> <p>○審査結果の開示方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査結果の開示について、応募者にとって改善点が見出せるよう、十分なフィードバックを行うなど、内容を充実させてほしい。 	<p>○審査結果の所見の開示については、研究者の要望等を踏まえて充実に努めていますが、毎年約10万件に及ぶ全ての応募研究課題に対して「審査結果の所見」を通知するなど対応を拡大するためには、次に掲げるような課題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 合議審査を行わない2段階書面審査では、委員会としての「審査結果の所見」を作成することが困難であること。 現状でも審査委員の審査負担が大きい中、審査委員となる研究者に更なる負担を強いることになること。 <p>○引き続き、これらの課題等も勘案しつつ、審査結果の開示等の充実に向けた検討を行ってまいります。</p>

通番	ご意見・ご要望の分類・具体例	対応の考え方
11	<p>Ⅲ. 審査・評価について</p> <p>○審査方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査区分の大括り化に伴い、専門分野の視点だけではなく、多角的な視点から審査を行うこととなり、先駆的な課題を十分に理解して審査することができないのであれば、例えば、採否のボーダーゾーンとなった応募課題の審査については、抽選制を導入してはどうか。 	<p>○平成30(2018)年度公募から、研究分野の細分化、固定化の打破を目指して従来よりも全体的に大括り化した「審査区分表」を導入するとともに、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式として「総合審査」及び「2段階書面審査」を導入するなど、科研費の審査システムの改革を行ってきました。</p> <p>○これにより、応募者にはこれまでより広い審査区分に対応した研究計画調書の作成を、審査委員にはより広い視野に立ち研究計画調書の内容に沿った学術的価値の審査を求めることで、研究者の意識改革を促し、学問的視野を広げ、当該研究の発展に資することを目指しています。</p> <p>○引き続き、関係者からのご意見を踏まえ、審査システム改革の効果等を中長期的に検証した上で、必要な見直しを図ってまいります。</p>
12	<p>Ⅳ. 科研費の使用、各種手続きについて</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に補助事業期間延長承認を受けた課題について、新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、さらに補助事業期間を延長する取扱いができないか。 新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、提出書類の期限を延長する取扱いができないか。 新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、若手研究の博士学位未取得者の交付申請を留保する取扱いができないか。 <p>など</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響等により、研究活動への様々な支障が生じていることを考慮し、令和3(2021)年度においては、補助事業期間の延長等の特例措置を講じています。</p> <p>(特例措置の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金により措置される研究種目の繰越承認申請について、新型コロナウイルス感染症を理由とする場合の記載内容の簡素化・統一化を図るとともに、手続き開始時期の早期化を実施。 基金により措置される研究種目について、通常1年度に限り補助事業期間を延長を可能としている取扱いに特例を設け、1年度の延長を行った研究課題の再度の延長を実施。 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))について、通常交付申請期限を採択年度翌年度までとしている取扱いに特例を設け、交付申請期限の延長を実施。 若手研究について、応募時に博士の学位を取得していない者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い4月1日までに博士の学位を取得できていない者に対し、1年間の交付申請留保を実施。

通番	ご意見・ご要望の分類・具体例	対応の考え方
13	<p>IV. 科研費の使用、各種手続きについて</p> <p>○各種手続の合理化・電子申請システムの改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究分担者追加時の承諾・不承諾画面を新規応募課題と継続課題で統一してほしい。 	<p>○令和3(2021)年6月から電子申請システムにおける研究分担者追加時の承諾・不承諾画面を新規応募課題と継続課題で統一しました。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システムから研究機関に通知されるPDFについて、1つのPDFファイルの中に複数の研究者の通知が含まれる場合に、各研究者に配布しやすいような形式にしてほしい。 	<p>○令和3(2021)年度に電子申請システムから研究機関に通知されるPDFについては、研究機関において個別の課題のPDFを分割して配布できるように改修しました。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害を持つ研究者のアクセシビリティに配慮したシステムへと改修いただきたい。 	<p>○科研費電子申請システムは現在、音声読み上げ機能には対応できておらず、ご不便をおかけしています。</p> <p>○科研費電子申請システムの改修は公募・審査の時期を避けて行う必要があるなど、限られたスケジュールの中で滞りなく運営することに留意し、優先順位を踏まえて取り組んでいます。</p> <p>○システム全体で直ちに対応することは難しいものの、利用頻度の高い項目を中心に、順次、対応を検討してまいります。</p>

令和元(2019)年度以前に寄せられたご意見・ご要望への主な対応状況

通番	意見・要望の分類・内容	対応状況
I. 科研費制度について		
K1	○「新学術領域研究」の見直しができないか。	○令和 2 (2020) 年度公募から「新学術領域研究」を発展的に見直し、「学術変革領域研究」を創設しました。
K2	○研究留学等で海外に長期渡航する場合に、科研費による研究を継続することを可能にできないか。	○平成 31 (2019) 年度から海外における研究滞在等による研究中断制度を創設しました。
K3	○基金種目を拡大できないか。	○平成 31 (2019) 年度から「研究活動スタート支援」を基金化しました。 ○令和 2 (2020) 年度から「挑戦的研究（開拓）」を基金化しました。
II. 公募について		
K4	○様式の罫線や枠線を廃止できないか。	○平成 30 (2018) 年度公募から研究計画調書の枠線を削除しました。
K5	○「奨励研究」における紙媒体様式の廃止、電子化を推進できないか。	○平成 30 (2018) 年度公募から、応募手続を電子化しました。
K6	○電子申請システムによる入力項目を拡充できないか。	○平成 30 (2018) 年度公募から「研究経費の明細欄」等を電子申請システム入力項目に変更しました。
K7	○研究計画調書に産休育休、介護等による研究中断期間を記入できないか。	○平成 30 (2018) 年度公募から研究計画調書に研究中断期間を記入できるようにしました。
K8	○過去 5 年を中心とした研究業績の見直し（より幅広い記入）ができないか。	○平成 30 (2018) 年度公募から「研究業績」欄を見直し、制限を撤廃しました。
K9	○「研究成果公開促進費」の電子化を推進できないか。	○平成 30 (2018) 年度公募から応募手続を電子化しました。

通番	意見・要望の分類・内容	対応状況
K10	○研究分担者と連携研究者の位置付けの整理ができないか。	○平成 30(2018)年度から連携研究者を廃止し、研究協力者に統合しました。
K11	○研究分担者承諾書を徴取する手続を簡素化ができないか。	○平成 30(2018)年度「国際共同研究強化 (B)」の公募から研究分担者承諾書を電子化(「基盤研究」等については、平成 31(2019)年度公募から電子化)しました。
K12	○「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」の年齢制限(下限)の見直しができないか。	○平成 29(2017)年度公募から「国際共同研究強化」について、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも応募することができるように年齢制限を見直しました。 ○令和 2(2020)年度公募から、応募資格のうち、年齢制限について、従来の「36歳以上45歳以下の者」としていたものを改め、「45歳以下の者」としました。
K13	○「帰国発展研究」の帰国後の条件のうち、職位に係る要件を緩和できないか。	○平成 30(2018)年度公募(平成 30(2018)年9月)から帰国後の条件を見直し、職位の要件を緩和しました(「教授、准教授相当」から「教授、准教授又はそれに準ずる身分」に緩和)。
K14	○研究計画調書の作成に当たって、研究経費に係る入力作業をより省力化できないか。	○令和 2(2020)年度公募から、csvファイルの取り込み機能を設けることで、研究経費の一括入力を行うことができるよう改善しました。
K15	○研究分担者承諾が未承諾の段階で、研究計画調書のプレビューの出力を可能にできないか。	○令和 2(2020)年度公募から、研究分担者承諾が未承諾の段階であっても、研究計画調書のプレビューを出力できるよう改善しました。
Ⅲ. 審査・評価について		
K16	○審査委員の審査コメントの開示ができないか。	○平成 29(2017)年度公募の「挑戦的研究」及び平成 30(2018)年度公募の「基盤研究 (S ¹ ・A)」から、合議審査で不採択となった課題へ審査結果の所見を開示することとしました。 ○平成 31(2019)年度公募の「基盤研究 (A)」、令和 3(2021)年度公募の「挑戦的研究(開拓)」から、採択者に対しても審査結果の所見を開示することとし、所見の概要をKAKENにおいて公開することとしました。

¹ 平成 29(2017)年度公募の審査まではヒアリングで不採択になった課題にのみ所見を開示

通番	意見・要望の分類・内容	対応状況
K17	○審査委員の増員による1人当たりの審査負担の軽減ができないか。	○平成 31(2019)年度公募の審査から2段階書面審査における1名当たりの審査件数の上限を150件から100件に低減しました。
K18	○十分な審査期間の確保ができないか。	○平成 30(2018)年度公募から2段階書面審査及び総合審査 ² を導入し、同一の審査委員が2回審査することにより従前よりも審査委員が審査する期間を確保しました。
K19	○審査委員の多様性の確保ができないか。	○科研費審査システム改革 2018 を通じた対応を実行しています。
K20	○特別研究員(RPD)の採用開始日から、「特別研究員奨励費」を執行可能にできないか。	○平成 29(2017)年度から、特別研究員(RPD)の採用開始日から「特別研究員奨励費」の執行が可能となるよう改善しました。
IV. 科研費の使用、各種手続きについて		
K21	○研究実績報告書や研究成果報告書における研究発表欄の論文等情報の入力を簡素化できないか。	○平成 30(2018)年4月以降に提出される研究実績報告書に、雑誌論文・学会発表・図書のCSVによる取り込み機能、雑誌論文のDOIによる検索機能及び図書のISBNによる検索機能を追加しました。 ○令和 2(2020)年4月以降に提出される研究成果報告書から、過去に作成した実績報告書・実施状況報告書で既に報告した研究業績を初期表示する機能を追加しました。
K22	○研究成果報告書の様式が左右2段組になっており図表等を挿入しにくいとため、改善することができないか。	○平成 31(2019)年4月以降に提出される研究成果報告書から、左右2段組の様式を廃止し、図表等が挿入しやすいよう改善しました。
K23	○科研費で購入した図書が図書館の所蔵とされ、科研費の研究遂行上支障があるが、改善することはできないか。	○従来、科研費で購入した図書の寄付については、補助条件等に基づき、購入後直ちに所属研究機関に寄付することを原則とし、購入金額が5万円未満の図書に限って、研究上の支障がなくなる時まで寄付を留保することができることとしていました。 ○令和 2(2020)年度からは、研究者使用ルール(補助条件及び交付条件等)を改正し、研究上の支障がなくなる時までの図書の寄付の留保を購入金額によらず可能とするよう改善しています。

² 「挑戦的研究」については平成 29(2017)年度公募から先行実施

通番	意見・要望の分類・内容	対応状況
K24	○電子申請システムの改善	<p>○平成 30(2018)年 4月から、交付申請に係る手続を全面的に電子化し印刷物の提出を不要としました。</p> <p>○平成 31(2019)年 4月から、「研究分担者承諾・不承諾等」画面において出力される csv に他機関の研究代表者等が含まれるよう改修しました。</p> <p>○令和 2(2020)年 4月から、主な研究種目について、従前は郵送で行っていた交付内定通知を科研費電子申請システム上で行うこととしました。</p> <p>○令和 2(2020)年 10月から、従来、電子申請システムを介さずに書面により提出を求めていた書類について、押印を不要とするとともに、電子申請システムにおいて提出を受け付けることとし、書面による提出を不要としました。</p> <p>○令和 3(2021)年 4月から、主な研究種目について、従前は郵送で行っていた交付決定通知及び交付決定後の手続に係る承認通知を科研費電子申請システム上で行うこととしました。</p>
K25	○電子申請システム非対応の種目の交付手続の電子化を推進できないか。	<p>○「奨励研究」及び「研究成果公開促進費」について、令和 3(2021)年 4月から、交付申請に係る手続を電子化しました。</p> <p>○「帰国発展研究」について、令和 2(2020)年度採択課題から、交付申請に係る手続を電子化し、令和 4(2022)年 1月から、すべての課題の交付決定後の手続を全面的に電子化しました。</p>
K26	○繰越を申請する様式を更に改善できないか。	<p>○平成 29(2017)年度の繰越手続から、研究機関の事務担当者が、研究者の繰越申請の作成を支援できるようシステムを改修しました(研究代表者が認めた場合、事務担当者による申請内容の軽微な修正等が可能。)</p> <p>○平成 30(2018)年度の繰越手続から、手続を円滑に進められるよう、繰越申請に当たって例年多くの問い合わせをいただく内容に関する「記載事項チェックシート」を新たに作成しました。</p> <p>○令和元(2019)年度の繰越し手続から、機関担当者がシステム上でコメントを付す場合の字数制限を 200 字から 1000 字に増やしました。</p>